

陳述書

井上 正子

目次

1、略歴

2、原作者の掲載拒否は「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否」であることについて

1、略歴

脚本家。日本シナリオ作家協会会員

1940年 福岡県生まれ。立教大学文学部卒業。

1963年 (株)小学館入社。「女学生の友」編集部。

1989年 シナリオ作家協会会員。

2000年 平成12年度文化庁芸術祭優秀賞受賞。

TVドラマ『義父のいる風景』

2001年 「年鑑代表シナリオ集」編纂委員。

2005～07年 「年鑑代表シナリオ集」編纂委員長。

現在に至る。

2、原作者の掲載拒否は「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否」であることについて

日本シナリオ作家協会は、例年、その年1年間の日本映画上映作品から、観客動員数の多少によるものではなく、シナリオの出来映えによって選んだ作品を、「年鑑代表シナリオ集」として編纂発行してきました。文字通り、その年度を代表する秀逸なシナリオを、後世に遺していくという目的をもっていきます。

2007年春、私が委員長をつとめる年鑑代表シナリオ集編纂委員会は、例年のように、'06年度版の掲載作品を選び、発行することにいたしました。

荒井晴彦氏の脚本『やわらかい生活』は、断然トップで10本の中に選ばれました。

ところが、ここで、思いがけない事態が発生しました。原作者の絲山秋子氏が、出版社の文藝春秋を通して、「年鑑代表シナリオ集」への掲載を拒否し

て来たのです。理由は、「あのシナリオを活字として残したくない」とのことです。

今まで脚本家が書いたシナリオの公表（掲載）が、原作者の反対に会って不可能になったという事態は、長い「年鑑代表シナリオ集」編纂の歴史の中で例がありません。しかも、すでに映画『やわらかい生活』は一般に公開され、DVD で販売にもレンタルにもなり、TV 放映もされ、海外セールスも行なわれており、社会的に認知されている作品です。そのシナリオの紙面掲載だけが拒否ということは、いったいどういうことなのでしょうか。理不尽としか言いようがありません。

当協会の会長、事務局長が、再三、掲載許諾のお願いをいたしました。が、許諾は得られず、やむをえず荒井晴彦氏の『やわらかい生活』の掲載は見送らざるを得ませんでした。のみならず、ぎりぎりまで発行を延期したため、「06年鑑代表シナリオ集」は、2007年夏の発行予定から大幅に遅れることにもなりました。

本来、映画は、小説とは別の分野の芸術であり、別の分野の文化です。出来上がった映画は既に小説とは別の創作物であります。原作者の糸山秋子氏が、もしご自分の原作をどうしても守りたいということであれば、初めから映画化を承諾されなければよかったのです。脚本家は原作者に気に入られる脚本を書いているわけではありません。いかにして、いい映画のためのいい脚本を書くかということに骨身をけずっています。そして、この『やわらかい生活』は第9回菊島隆三賞にも輝いた、まさにすばらしい脚本であります。

現在の法律上、掲載には原作者の許諾が必要であることは承知していますが、今回のケースでは、原作者側とプロデューサー側の交わした原作使用契約によれば、「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」となっています。そうだとすれば、以上に述べた原作者の糸山秋子氏の掲載拒否のやり方は、どう考えても、一般的な社会慣行から或いは商慣習上からみて不当な拒否であると思わざるを得ません。

以上のことから、この裁判で、『やわらかい生活』の「年鑑代表シナリオ集」への掲載が実現することを切に希望いたします。

以上、陳述いたします。

2009 年 6 月 27 日

東京地方裁判所 殿

東京都東村山市美住1-19-29

井上正子 